

越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 傍聴要領

1 傍聴する際の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付手続きを済ませ、審査会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了いたします。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が下記 3 の規定に違反したときは、係員が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。